

柏崎刈羽原子力発電所 7 号機における追加検査の実施に係る
結果及び対応区分の変更通知の受領について

2025 年 7 月 9 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社柏崎刈羽原子力発電所では、2024 年 11 月から 2025 年 1 月の間に、7 号機設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能により、保安規定で定める運転上の制限の逸脱となる事案が、4 件発生しました。これにより、当発電所 7 号機における令和 6 年度第 4 四半期の安全実績指標の結果について、「白」^{※1}と分類しております。

この結果を受け、4 月 30 日に原子力規制委員会より、対応区分を「第 1 区分」から「第 2 区分」^{※2}に変更することが決定され、追加検査の実施、および改善措置活動に対する計画等の報告を 5 月 30 日までに求める通知を受領しました。

[\(2025 年 4 月 30 日お知らせ済み\)](#)

本日の原子力規制委員会において、当社柏崎刈羽原子力発電所に対する対応区分^{※2}を「第 2 区分」から「第 1 区分」に変更することが決定され、原子力規制庁より通知を受領いたしました。

引き続き、本事案からの教訓を踏まえ、発電所の更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

※1 安全実績指標は、追加検査の要否等を判断するために、安全実績指標の値を「緑」「白」「黄」「赤」の 4 段階に分類している。「白」は、安全確保の機能または性能への影響があり、安全裕度の低下は極めて小さいものの、規制の関与の下で改善を図るべき水準。

※2 追加検査に係る対応区分は、検査指摘事項の重要度評価及び安全実績指標の分類に応じて 5 つの区分に分けられる。「第 1 区分」「第 2 区分」の評価基準は以下の通り。

第 1 区分: 全ての安全実績指標が緑であって、かつ、検査指摘事項がない場合または検査指摘事項がある場合においてそのすべての評価が「緑」のとき。

第 2 区分: 一つの監視領域において「白」が 1 又は 2 生じている。

以 上